



お問い合わせは  
役場 町民課 年金係  
☎377-3101 内線136-137



## 老齢基礎年金

老後の支えとなる老齢基礎年金は、国民年金の保険料を25年以上納めた人が原則として65歳になったときから受けられます。

### 〔受給条件〕

次の①～③の期間(受給資格期)を合計して、25年以上あれば老齢基礎年金が受けられます。

- ①国民年金保険料を納めた期間(免除期間、第3号被保険者期間を含む)
- ②任意加入できる人が加入しなかった期間(合算対象期間)
- ③昭和36年4月以後の厚生年金や共済組合などの加入期間



①+②+③  
=25年以上

### 〔年金額〕

保険料を納めた期間によって年金額は異なります。

20歳から60歳になるまで40年間(加入可能年数)すべて保険料を納めた場合



満額になります。  
**80万4,200円**  
(平成12年度額)

滞納や免除期間があり、保険料を納めた期間が40年に満たない場合



計算式によって減額された額になります。

### 〔計算式〕

$$804,200円 \text{ (平成12年度額)} \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + (\text{保険料を免除された月数} \times \frac{1}{3})}{\text{加入可能年数} \times 12(\text{月})}$$

### 資格期間及び加入可能年数早見表

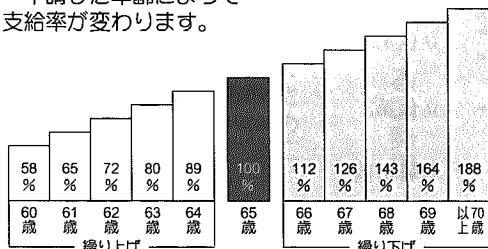
生年月日	資格期間 (年金を受け取るために最低必要期間)	加入可能年数 (満額の年金を受け取るために必要年数)
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	25年	30年
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日		31年
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日		32年
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日		33年
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日		34年
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日		35年
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日		36年
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日		37年
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日		38年
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日		39年
昭和16年4月2日以降		40年

## 〔65歳前から、65歳後から受け取りたい〕

### 平成12年度までに60歳になる方の場合

(昭和16年4月1日以前の生まれ)

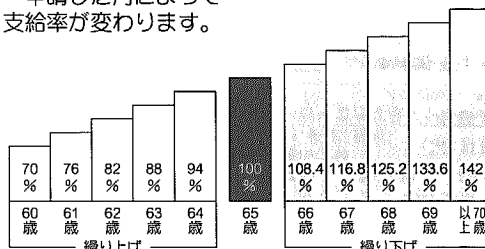
※ 申請した年齢によって支給率が変わります。



### 平成13年度以降60歳になる方の場合

(昭和16年4月2日以降の生まれ)

※ 申請した月によって支給率が変わります。



※ ただし、支給率は一生変わりません。

◎年金は、申請しなければ受けられません。